

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

福島県選挙管理委員会

○福島県知事選挙における選挙人名簿の選挙時登録の基準日を定めた件

○福島市選挙区、郡山市選挙区及びいわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙人名簿の選挙時登録の基準日を定めた件

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第四十号

令和八年十月二十五日執行予定の福島県知事選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第三項の規定による選挙人名簿の登録について、選挙時登録の基準日を次のとおり定めた。

令和八年六月二十三日

福島県選挙管理委員会

委員長 成 田 良 洋

選挙時登録の基準日

令和八年十月七日（年齢については、令和八年十月二十五日）

福島県選挙管理委員会告示第四十一号

令和八年十月二十五日執行予定の福島市選挙区、郡山市選挙区及びいわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第三項の規定による選挙人名簿の登録について、選挙時登録の基準日を次のとおり定めた。

令和八年六月二十三日

福島県選挙管理委員会

委員長 成 田 良 洋

選挙時登録の基準日

令和八年十月十五日（年齢については、令和八年十月二十五日）